

86 東京大学法学部卒業生の代言人無試験認可に付上申

〔明治十一年六月十九日〕

〔欄外注記〕
〔朱書〕
〔丁第百八号〕

法学生徒之義ハ卒業後ハ代言人之職ニ就キ候者多ク可有之候処
右ハ雷ニ英国法律ノミナラス本邦法律之義モ同様卒業候事ニ付
右之輩代言人職業致度段地方庁ニ願出候節ハ該庁ニ而尋常之試
験ヲ要スル事ナク唯本人所持之本部卒業証書ヲ証トシテ右職業
許可相成候様致度存候条此旨趣至当ト御認可相成候ハ、早急可
然御処分相成度此段上申候也

明治十一年六月十九日 東京大学三学部総理 加藤弘之

文部卿 西郷従道殿

再伸本年卒業之法律生徒多人数有之候間可成速ニ御処分有之度
此段為念申添候也

〔欄外注記〕
〔加藤弘之〕
〔綜理〕〔花押〕 同輔
〔五十嵐恭次〕
記録掛〔花押〕
〔下札〕

〔法律卒業生徒代言人有之上申〕

〔文部省往復〕明治十一年甲、●A 23〕